

## 第2回 和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会

### ○日時

平成31年3月4日（月） 13:30～16:30

### ○場所

和歌山県民文化会館 5階 大会議室

### ○議事

#### (1) 第1階検討会の意見及び本日の議論の進め方について

##### 委員

- 事故はゼロではないという大前提で考えた方が良いが、日本ではCLASS NKという世界に誇る船関係の認証団体があり、その安全基準を通ることによって始めて浮かばせることができる状況にあり、信頼度や安全性は高いものとして、浮体式洋上風力発電なども設計・設置されるだろうと思っている。
- 「高事業性エリア」という名称について、設定するエリアの名称に関して、環境省で統一された用語はないか。

##### 県

- 環境省のマニュアルには「地域の実情、ゾーニングマップの内容等を踏まえ、適切な名称とする。必要に応じて各エリアを細分することが考えられる。」とあり、環境省と協議する中でも、ある程度の自由度、地域性というのはあり、地域の判断を尊重すると聞いている。

#### (2) 一次ゾーニングマップ（案）について

##### **【景観について】**

##### 委員

- 環境等の一般的な要素に加えて先行利用者である漁業関係者のお立場からの条件が今回は入っていないがいつから入るのか。そうしたことをどこかの段階で入ってくるので是非考慮して欲しい。

##### 県

- 今回のゾーニングは自然環境を対象としており、漁業関係者との調整といったことはゾーニングとは違うフェーズで行いたいと考えている。漁業権の設定区域やどういった漁業が行われているかといった情報は収集するが、ゾーニングの要素としては勘案しない、という整理で進めたい。

##### オブザーバー

- 社会的な調整が必要な項目について、エリア設定がされているものとそうでないものが

ある。両者にはどういった区分があるのか不明。

#### 県

- ご指摘のとおり整合性がとれていない部分については、とれた形に修正する。

#### オブザーバー

- 世界遺産は自然公園法あるいは文化財保護法、文化財保護条例を用いて保全エリアになっている一方で、法的保護担保措置のある自然公園法の部分が保全推奨エリアになっており、統一がとれていない。また、法的保護担保措置がとられているユネスコエコパーク、ラムサール条約湿地が、保全エリアと保全推奨エリアで分けられており、その区分けの方法が不明。
- 法令にそのまま書いていない場合であっても、その審査基準等を見たときに、実質的に難しいといった書きぶりになっているようなケースもあるので、今後整理すること。

#### オブザーバー

- 2016年に世界遺産が追加登録されているものを反映すること。

#### オブザーバー

- 世界遺産の追加登録については、まだ残っているところがあり、継続して調査している。候補地として挙がっているところについて、またお知らせする。

### (3) 二次ゾーニングマップの作成手法について

#### ① 先進自治体の事例について

##### 委員

- 他自治体で参考になるのは、青森県や静岡県浜松市。日本で今発電している洋上風力発電は、厳密に言うと、商業運転しているのは長崎県五島市の1台のみ。初めて洋上風力の固定価格買取 36 円/kWh が適用されている。

#### ② 景観への影響調査について

##### 委員

- 事務局案の 0.5° より大きい角度であれば環境面・景観面かで許されないという話になるのではないかと心配している。デンマークのコペンハーゲンでは沖合約 1km 程度のところに設置されているが、市民のデザインを取り入れ、景観の一つとしてマッチングさせる努力をしている。

##### 委員

- 眺望点について、世界遺産の構成資産となっている眺望点からと、公園などもう少し一般的なところからとでは、景観の評価の仕方を変える必要があるのではないかと。世界遺産の構成資産からの景観はかなり慎重に考える必要があると思うが、それと同一にその他諸々の景観を捉えてしまえば、他の委員が指摘したようにかなり制約を強くすることになるので、区分けする必要がある。

#### 委員

- 天神崎の丸山という島の灯台について、灯台は人工物なので、景観としてあった方がよいのか、ない方がよいのか、という議論があった。灯台が廃止となったため撤去することとなったが、丸山と灯台が景観としてセットであり、これが天神崎の景観であろうということで、田辺市に要望し修復することとなった。どのような景観が価値のある景観かは非常に難しい問題。将来洋上風力の風車が価値ある風景になる時代がくればそれほど0.5°を気にしなくてよくなるかもしれない。人工物と自然の景観の区切りはというのはなかなか難しく、個人の感性でもあるため難しい。

#### ③その他追加すべき調査について

#### 委員

- 鳥類調査で必ず押さえないければならないのはタカの渡りのコース。海岸縁で繁殖しているハヤブサ等の営巣地か行動圏。和歌山県のレッドデータブックの中で学術的に重要なものでは、ウミネコの繁殖地と、ハマツバメの繁殖地。IBAの対象種であるウチヤマセンニュウは紀南の各地の海岸、主に島に繁殖している。調査の時期としては、四季とワタリ時期、繁殖期。ワタリは秋のワタリを想定しているが、春に渡ってくるのもあるので、春のワタリの時期もできたら押さえるべき。日ノ御碕の北側でも大分飛んでいるので、少し地点なども増やすべき。洋上だけでなく、陸上からの観測も必要。

#### 委員

- ウミガメの影響に関しては、直接ウミガメ協議会に聞いた方がよい。市町の教育委員会もあたって方がよい。